令和７年度第４回羽島市空家等対策推進協議会　会議要旨

日　　時	令和８月２月２５日（水）　午前１０時００分から午前１１時００分まで
場　　所	羽島市役所４階　４０６会議室
出 席 者	＜委員長＞　（敬称略） 宅地建物取引士　名和　泰典 ＜委員＞ 弁護士　竹中　雅史 一級建築士　髙橋　邦一 民生委員　大野　仁作 社会福祉士　豊田　真弓 一級建築士及び羽島市都市計画課建築管理室長（兼）旧庁舎解体整備室長　野村　匡央 羽島市生活環境部長　加藤　光彦 ＜事務局＞ 生活安全課長　鈴木　巨祥 生活安全課　主幹　中島　文誠 生活安全課　主任　古賀　健太
要　　旨	１　開会 ２　委員長挨拶 ３　協議 　議第１号 　・羽島市空家等対策計画の改定について 【意見・質疑】 （委員長） 　今回新しく入れたのはパブリックコメントの部分か。 （事務局） 　パブリックコメントの他に前回の協議会の意見、生活安全課内の修正、岐阜県からの指摘事項を修正した。 （委員長） 　パブリックコメントで意見のあった４ページ目の各種団体等との連携について、空き家になると空き巣被害に遭う場合がある。連携と言ってもイタチごっこみたいなもので難しい部分がある。それこそ地域と連携していくことが有効ではあるが、空き巣被害防止の措置は基本的には所有者の責任であるため、予防的な対応を行政に求めるのはいかがと思う。

（委員）
　行政に予防を依頼するのは難しいと思う。

（委員）
　近隣の方から情報提供していただければよいと思う。

（委員長）
　空家等対策計画（案）の40ページ目にある表の中で戒告という言葉が出てくるが、どのような意味か。

（事務局）
　戒告という言葉は、催告通知のようなものであり、相手へ命令した後に催告通告する想定をしている。

（委員）
　相当な履行期限を定めて、その期限までに履行されないときは代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならないと書いてある。

（委員長）
　今回の改正法で変更された部分がこの計画の中に盛り込まれておりますが、この案に従って進めていきたいと思う。

（羽島市空家等対策推進計画（案）について承認された）

４　報告
　報第１号　特定空家等の状況について
　　　　　〈個別案件の報告につき非公開〉

５　閉会